

Title	日本剣道史(その3)
Sub Title	The history of Japanese Kendo (Fencing) (III)
Author	金子, 国吉(Kaneko, Kunikichi)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1965
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.5, No.1 (1965. 9) ,p.27- 39
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00050001-0027">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00050001-0027</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日本剣道史（その3）

金子国吉\*

## 第五節 剣道の大陸よりの渡來說との関連性について

わが国古代における剣道の発生と発達の経過については、その記録、文献も少なく、これを解明することは非常に困難なことである。

これまで主として刀剣の記録を基礎として剣道の発生と発達について既述をしてきたが、要するに運劍法の発達は社会的必要により興隆し、社会的に必要でなくなれば衰微し、時代を経過するに従い次第にある一つのまとまった型となり残してきたもので、それが足利期（室町時代、1394—1573）にいたり武家の台頭と共に、その保護と奨励を受け急速に発達してきたものと思われる。

わが国の剣道が15世紀にいたり急速に発達を遂げてきたことについては、その発達を促がすにたる時代的必然性があったことは当然であると考えられるが、やはりその萌芽は未発達ではあったが上古より残されてきた運劍法がその基礎となつたものであると考えることが自然であろう。

上古における海外との交流、すなわち中国との関連性について一応その運劍法に対する影響力について考えていきたい。

運劍法の中国渡來說について考えてみなければならないことは、拳法が中国から渡来し他の武術の基礎となつたと伝えられるように、剣法においても、それがあるのではないかということである。「史記」(BC97)の中に「刺劍の術」という語がでてくるし、また剣俠、刺客伝の話は中国においては古くから幾つかの物語が残されてきており、またこれらにより中国においては古くから剣法が存在していたことは十分明らかのことである。これは古くから文字のあった中国において多くの他の物語と同様に剣の物語や、運劍法の存在を示す話もまた多く残されてきたものであろう。中国に比較して文字のなかった日本、文字の輸入の遅れた日本は、中央集権的な時代の要求である宮廷記事のみで他の物語を書き残す余裕はなく、祭政に利用されたとこ

\* 慶應義塾大学体育研究所講師

ろの用具である刀剣の記事のみに多くとどまり、運劍法である武技については、何等顧みられず、ただ祭政に必要であった刀剣のみに限られて書き残されてきたものであろう。

「止戈正要」に「刀百濟國博士王仁所レ伝，而所レ伝，持レ短，乘レ長，倏忽縦横之術也，称ニ平法学一」，この文章より判断すると刀剣も中国より渡来の如くにとられるのであるが、この真実性について、また縦横の術とは、どの程度の術かについてもまったく判断できないし、この一文により刀剣と剣法が中国からの渡来であるということは、わが国の刀剣の変化よりも考えられないである。「三才図会」「案使レ用，無レ如ニ倭子之妙一」とあり、倭寇、八幡船について、その運劍術について絶妙であったことに称嘆しているのである。「武備志」1561(明の茅元儀の著)に「茅子曰，武經総要所レ載刀凡八種，而小異者猶不レ烈焉，其習法皆不レ伝，今所レ習惟長刀，腰刀，腰刀非ニ団牌一不レ用，故載ニ於牌中一，長刀則倭奴所レ習，世宗時進犯ニ東南一，故始得レ之，戚小保於ニ辛酉陣上一，得其習法一。」と同様のことが述べられている。

正親町天皇永祿四年(1561)である。

更に「両朝平壤錄」に「刀間五尺余，用ニ双刀一則及ニ丈余地一，又加ニ手舞六尺一開レ鋒凡一丈八尺，舞動則上下四旁尽白，不見ニ其人一」とある。これは中國的な誇大な表現法であろうが、いずれも日本の運劍術すなわち刀の操法について称嘆と恐怖を持っていたことがうかがわれるるのである。このことは明らかに中国剣法と全く異なった日本剣法の存在していたことを示しており、尚ほるかに中国剣法よりも勝っていたことを物語っているものであると考えられる。

中国における剣法の由来については、その発生と発達は古く春秋戦国時代(B C 770—221)，わが国においては未だ石器時代、縄文文化時代に当るのであるが、剣法が盛んに教習されていたのである。剣法の教習について「剣道の発達」(下川潮著)に次の如く述べている。

『史記八十六，刺客列伝』(B C 97)に「魯勾踐，已聞ニ荆珂之刺ニ秦王一，私曰，嗟乎惜哉，不レ講ニ於刺劍之術一也」，また項羽は少なき時に書を習ひ，剣を学びしかど皆上達せざりじかば，「書足レ記ニ姓名一，而已，劍一人敵而已，不レ足レ學」と放語せしこと同書に見ゆ。また「漢書芸文志，兵技巧十三家百九十九編中」に「劍道三十八篇，平博六篇云々」とあることは當時中国に於て平素剣法の練習せられしことを証するものなり。また後漢(A D 25—220)の石刻に見ゆる東騎交戦の図中に騎上より戦うあり，歩立にて争いつつあるものあり，而して歩立は多く牌と腰刀とを以て戦へるを見る。「武備志」に「茅子曰，古之劍司レ施ニ於戰闘一，故唐太宗有ニ劍士千人一，今其法不レ伝」とある。當時中国においては戦乱に剣道が盛んに活用せられていた，中国においては少なくとも戦国(B C 403—221)の時代には刀の操法は発達し，これを教習するものありしを知るべく，また戦闘に活用せられて漢代(B C 202—A D 220)より唐代(A D 618—907)に及びしこと記録，遺物に徴して明らかに，然しながら，その教習法及び技術の程度にいたりてはこれを詳かにするを得ず，従ってわが国のそれと比較して見ることは出来ない』と。

この中国の文献による剣士千人を有していた唐の太宗の時代 (A D 627—649, 貞觀の治) は、ちょうど我が国においては大化改新 (A D 646), 飛鳥, 白鳳の前後の時代に相当しているのである。この時代は、もっとも中国との往来の多かった時代であって、従ってそのわが国の文化、諸制度に与えた影響も非常に大きいものであり、律令制の制度を始めとして (中国の隋 A D 589—618, 唐の制度の模倣) 政治、社会、経済、文化等々の輸入に意を用いていた大陸文化模倣の時代に刀剣の操法についても、何等かの形において、その影響を及ぼしたことは当然考えられるのである。換言すれば、わが国古来の運剣法に対して大陸からの刀の操法が何等かの影響を与えていたことは否定できない。もっとも影響の大きいと考えられるのは勿論運剣法と関係の深い軍事上の制度の模倣である。個々の単位より、集団的な、形式的な組織的な方面において整備されたことである。また武器の輸入についても当然盛んになったことは考えられる。更に、これにともない、その使用法、教習法も伝來してきたことは当然である、特に天智天皇二年 (A D 663) 白村江における戦闘に敗れ、半島の利権を放棄せざるを得なくなつてから、天武天皇 (A D 673) においては特に意を軍事に用いられ、既に述べた如く兵馬を蓄え、武事を教習せしめ、騎兵、歩兵を作り、兵器を官庫に納め、私有を禁じ、陣法を教習せしめたのである。持統天皇 (A D 686—697) は諸国の壮丁に対して武事を教習させ、陣法を教習させている。更に「軍防令」が実施され、弓、馬、槍の熟練者を賞賜し、地方より京師に勤番する衛士に対しては、弓馬、刀法、槍法を教習せしめていたことについては「令義解」によつても明らかである。

「軍防令」「令義解」の記事によって明らかな通り、当時わが国の軍備の制度について考えられることは貴族、兵士にいたるまで唐の模倣であるところの制度によって組織されていたことである、従って当然刀の操法である剣法においても、他と同様これが模倣に終始していたものであろうと考えられる。わが国古代より独自の発達を遂げてきた運剣法は、勿論当時においては、さして隆盛をきわめていたとは考えられない運剣法が、時代的必然性とはいながら制度の模倣と共に輸入された剣法に全く圧倒され、また伝來の剣法を更に一段と向上発達せしむることもなく、また古代より独自の発達をとげてきた古来の運剣法を一段と向上させることもなく、単に制度上の模倣に終始し、表面的模倣、形式的な模倣に流れていたものと考えられる。加えて当時の社会思想、社会の状態等が文を第一として、武を顧みない風潮より考えても剣道は衰微の一途をたどっていたものであろう。

大化改新前後における剣道の発達については時代的要請、すなわち大陸文化輸入の時代においては、その制度と共に採用されたであろうところの唐式剣法の模倣に終始した時代とも称されてよい時代である。

このような中国渡来文化の模倣については、運剣法の模倣ということより考えても、当然刀

剣に対しても、その影響が大きいものであったことと思われる。

わが国古代の刀剣については、すでに概略を述べてきたが、更に上古における刀剣の制作について考えてみる。古代における刀剣は、大陸からの輸入と、帰化人により製作されたものが大部分を占めていたのである。「万葉集」(AD759)に高麗剣という名称はあるが、大和剣の名称はないのである。推古天皇(AD593-628)の歌に一例として「ますけよ蘇我の子等は、馬なら日向の駒、太ならば句麗の麻差比」と詠まれている。この記事より考えても、当時の刀剣の製作もまた唐風の模倣に終始していたもので、平造直刀の刀剣であった。大化年間における、国民の刀剣の所有も脱刀令と共に禁止され、運劍法は衰微し、刀剣の所有をも大陸文化の影響による模倣と共に一部階級の装飾物となり、次第に、これにつれて衰微の一路をたどったものである。

古代における帯刀については「日本書紀」神代卷に「日神本知<sub>ミ</sub>素盞鳴尊有<sub>ミ</sub>武健陵<sub>レ</sub>物之意<sub>ミ</sub>及<sub>ミ</sub>其上至<sub>ミ</sub>便謂弟所<sub>ミ</sub>以來者<sub>ミ</sub>非<sub>ミ</sub>是善意<sub>ミ</sub>必當奪<sub>ミ</sub>我天原<sub>ミ</sub>乃設<sub>ミ</sub>大夫武備<sub>ミ</sub>躬帶二十握劍<sub>ミ</sub>九握劍<sub>ミ</sub>八握劍<sub>ミ</sub>。又背負<sub>ミ</sub>千箭韁<sub>ミ</sub>又臂著<sub>ミ</sub>稜威高鞆<sub>ミ</sub>手握<sub>ミ</sub>弓箭<sub>ミ</sub>親迎防禦<sub>ミ</sub>」とある。この記事より推察するに、神代の時代においては、すでに三本の刀剣を帯びていたことがわかる。またこのように三本もの刀剣を帯びていたということは、古代においては弓矢と共に刀剣は、重要な武器であり、その運劍法も相当高度な操法であったことが想像されるのである、然しだ陸文化輸入の影響を受けて、この古来の剣法は次第にその制度と共に、社会的風潮により、大陸文化模倣時代を迎えることになり、大化年間(AD645前後)脱刀令により、これが禁止となり、益々運劍法も衰微をきわめるようになったのである。

## 第2章 自平安朝(AD794)至足利期(AD1573)

### 第1節 剣道の興隆における社会的背景について

剣道の興隆について直接的の要因となったのは平安朝以後における社会的背景による原因が考えられる。第一に大陸文化輸入模倣時代以後におけるところの政治の紊乱と制度の弛廃によって起因されるところの社会生活の不安が挙げられるのである。盜賊の横行や叛乱の続出であり、中央政権の弱体化がもたらされた。このような社会的不安が必然的に、やがて武士階級の勃興を促すようになるのである。中国模倣の剣法に陥り、古来の剣法は衰微し、模倣的剣法においても、社会的風潮により衰微をきわめていた剣道が次第に再興し、興隆してきたことは、その戦闘法の変遷とともに、戦乱によつてもたらされたところの実戦的経験が積み重ねられ、次第に高度なる刀法が案出され、これが作剣上の変化をもたらし、その教習法が盛んに促

進され、更に実戦的に有利なことが判明するにつれてわが国剣道の再興発達の時代を迎えることになるのである。

わが国古代における戦闘様式については、すでに述べた如く、弓、矢が主要なる利器としての地位を占めていたのであるが、戦場における接近戦の場合は、刀の操法よりも力を主とした格闘技術をより必要としたのであるが、その実戦上の経験からも剣法を特別に必要とする原因がなかったのであろう。足利末期にいたり、戦場において鉄砲の使用が漸く盛んとなり弓矢にとって代るまで、戦闘の主要なる武器としては、やはり弓矢の使用に限られていたのである。然しこのような弓矢の戦闘様式においても、白兵接近も同時に行なわれたことは確かである。白兵接近の戦闘においては、やはり刀剣の使用を主としたものではあったが、刀の操法も当然必要とされるようになり、次第に運剣法の教習が盛んとなり、その形態を整えてきたものと思われる。換言すれば、運剣法の教習をしていた方がより接近戦闘においては有利であることが次第に認識されてきたためであろう。

剣道再興の社会的背景をなしたのは、中央における政治の紊乱であり、これが地方政治の弛廃を生み、武士階級の台頭を促すようになったことが原因であるが、当時の社会不安は、中央における政治の専横で、道鏡が太政大臣となり（AD765），法王となり（766），政治を私したことによる。この中央政治の紊乱と、これが地方政治に与えたる悪影響による叛乱の続出であり、地方における豪族の台頭である。中央の勢力が弱体化し、地方におけるところの叛乱を平定する力がなく、叛乱の平定には地方豪族の助けを借りなければならない有様にて、これが武士の勃興を早め、これら武士階級が剣法を修練、再興し、新たなる工夫をほどこし、わが国独自の刀の操法を案出してきたものである。

このように、剣道再興の背景をなした社会的な状況、すなわち中央といわず、地方といわず、政治の紊乱による事件を史料により主なるものを参考として列記してみると次の通りである。

- AD 774 大伴駿河麻呂蝦夷を討つ。
- 〃 780 陸奥出羽の俘囚伊治皆磨の叛乱。百姓よりの徵兵、練達の者に武を教習せしむ。
- 〃 789 蝦夷征討軍敗れる。
- 〃 792 軍団を廃し、健児（こんでい）を置く。
- 〃 794 大伴乙麻呂、坂上田村麻呂蝦夷を討つ。
- 〃 796
- 〃 811 文屋綿麻呂蝦夷を討つ。六衛府の制度なる。
- 〃 816 檢非違使を置く。
- 〃 840 京都に群盜の蜂起。
- 〃 842 承和の変。

- AD 854 陸奥の騒乱。
- 〃 857 対馬の叛乱。藤原氏の台頭。
- 〃 862 山陽南海の海賊の横行。
- 〃 866 応天門の変。国司に精兵を訓練せしむ。
- 〃 875 下総俘囚の乱。
- 〃 878 元慶の乱。(出羽夷囚の乱)
- 〃 883 上総俘囚の乱。
- 〃 884 石見国司、郡司の内紛。
- 〃 939 天慶の乱。(平将門の叛乱)
- 〃 944 美濃介橘遠保、賊のため殺さる。
- 〃 969 安和の変。(左大臣源高明大宰員外帥に左遷)
- 〃 977 藤原兼通、兼家兄弟の暗闘。
- 〃 978 備前介橘時望、海賊のため殺さる。
- 〃 995 疫病の流行。
- 〃 997 南蛮人、壱岐、対馬を侵す。
- 〃 1003 平維良、下総に叛す。
- 〃 1019 刀伊の賊の来寇(女真人)
- 〃 1020 南蛮の賊、薩摩を侵す。
- 〃 1028 平忠常の乱。
- 〃 1051 前九年の役。(陸奥俘囚長、安倍頼時叛す。源氏の台頭)
- 〃 1070 源義家陸奥の賊藤原基通を降す。
- 〃 1083 後三年の役。(清原家衡叛す)
- 〃 1094 陸奥守源義家出羽の賊を平定入京。
- 〃 1095 院の北面の武士を置く。武士階級の台頭。僧兵勢力の増大。
- 〃 1107 流人源義親出雲目代を殺す。平正盛追討。
- 〃 1113 興福寺、延暦寺の争闘。平忠盛、源光国これを討つ。
- 〃 1119 平正盛、鎮西の賊を討つ。
- 〃 1129 院司、朝臣の争い。平忠盛、内海の海賊を討つ。
- 〃 1156 保元の乱。
- 〃 1159 平治の乱。平氏の台頭。
- 〃 1192 武家政権の確立。(鎌倉幕府を開く)
- 〃 1274 文永の役。蒙古軍、対馬、壱岐を侵略。

- AD1281 弘安の役。元軍筑前、長門を侵す。  
〃 1324 正中の変。  
〃 1331 元弘の変。(鎌倉幕府滅亡)  
〃 1334 建武の中興。  
〃 1394 室町幕府の確立。  
〃 1399 応永の乱。  
〃 1441 嘉吉の変。  
〃 1467 応仁の乱。戦国時代始まる。

等々数多くの事件が挙げられるのである。

平安朝一室町(足利時代)時代までを、これらの事件を通して通観するに、1. 中央政権の弱体化、2. 地方豪族(武士階級の台頭)の興隆、鬭争、3. 蒙古軍の来襲、4. 武家政権の確立、に要約されるのであるが、この打続く戦乱により、その実戦上の経験を通して、従来の中国模倣の剣法を改変し、古来の運剣法に対して新たなる刀の操法を案出し、益々剣法が盛んになったのである。

古代の白兵戦闘において刀を主とした格闘技巧、刀の操法を必要とせず、むしろ軽蔑されていたものと考えられる古代の剣法が……幼稚な操法より存在しなかった時代、刀剣が装飾として帯剣するのみで実力のなかった時代……打続く戦乱を鎮定する者として、地方武人の力を必要とする時代までは、やはり武技の興隆、教習はなかったものと思われるのであるが、時代の経過と共に戦闘の必要に迫られるようになり、軍法を教習するようになり、戦闘様式の変化によって武芸が興隆してきたものである。

戦闘様式の変遷をみると、弓矢の戦闘より、密集体形、槍隊、馬上戦闘へと戦法上の変化が挙げられる。この戦闘様式の変化は、当然刀の操法上にも影響を与えたのである。換言すれば戦法によって刀の操法もよりよく工夫され、それについて刀剣の製作上の変化をもたらすようになったものであろう。記録の上にも剣法の存在を示す記事が少ないことは、鎌倉時代、南北朝時代までは、その操法は、弓矢戦がやはり主力をなしていて、以後戦闘の主力をなした東国の豪族は馬上の戦闘を得意としており、馬を巧みに使用して戦闘することが主であったがために、刀の操法の記事は人々の記憶に残らず、馬上戦闘の記事のみが多く残ってきたものであろう。

運剣法については、未だ刀剣は高価であり、数も少なく、一般に普及、実用化するまでにいたらず、操法よりも、叩き倒すことがより有効な戦闘手段であったことから考えても、刀剣の使用ということは、最後の予備的な武器の要素を占めており、鎌倉時代には、さして興隆せず、密集隊の肉迫戦闘の様式が起こった室町時代にいたり、急速にその操法が研究、改善され、興

隆してきたものである。

「剣法夜話」(直木三十五著)の中に、勿論これは歴史的資料ではないし、単なる通俗史小説に類するものであるが、次の如く述べている。

「何故室町時代に急激に、剣法は流行したか、第一に、下剋上の思想。百姓でも、武士でも、武術が上手なら一国一城の主になれるという思想の流行。第二に、乱戦が続いて、居家旅行の際の自衛上から武技を学びだしたこと、従って、専門的武士は、後にいたるまで剣を軽蔑していたし、剣法は殆ど郷士の手で起きたものである。第三に、携帯する武器として、何より便利であり、ずっと安くなつて、誰の手にも入りやすくなつたこと。第四に、戦が猛烈となり、白兵戦となつて、槍をすべてからやはり練習していた者の方が分がいいということが解ったこと。第五に、流祖と称せられる人々の人格が高潔にあったから人々に信任されたこと。第六に、武将が大いに保護奨励をしたしたこと。以上が剣法を急に発達せしめた原因である」と。

この記事によつても解る通り、刀の操法が室町時代にいたり急速に興隆をきたした原因是、当時の社会的背景、すなわち、第一に、下剋上の思想。第二に、自衛上の必要。第三に、刀剣の激増による入手の簡便さ、価格性、便利性。第四に、白兵戦闘による有利性。等々幾多の社会的要因によって提起されたところの必然的な必要性によって剣法興隆の時代がきずき上げられたものである。

## 第二節 剣道再興期の概説

平安朝初期における中国文化輸入模倣の時代は、その政治的制度、形態のみならず、宗教、文学、美術、工芸、其他社会全般にいたるまで、中国文化心醉の中にあった時代といえるのである。特に武を卑め、文を尚ぶ、その社会的風潮は平安朝中期にいたるまでも続き、遂に剣道にいたるまで衰微の一路をたどる時代となり、剣道衰微時代を迎えることになるのである。然し中期頃にいたり、中央においては、藤原氏や藤原氏一門が榮華をきわめると共に、次第に貴族政治の紊乱の弊害が生ずると共に地方政治にも悪影響を与え、戦乱の打続く時代を迎えるようになり、遂に武士階級の台頭を促し、傭兵の勢力拡大、武家政治の胎動となって、社会的表面に表われてくるのである。時代も漸く中国文化模倣の形態より脱して、大化改新以前の風潮に帰し、固有文化の興隆時代を迎えるようになるのである。剣法においても、この風潮と共に、漸く中国模倣剣法より脱すると共に、固有の剣法も改善を加えられ、戦法の変化と実戦の経験により益々その必要性を増し、特色を増大して、剣道再興の時代となるのである。このような剣道興隆を知る上に必要な文献として、特に剣道のみを記録した文献はないが、当時の文学的著書に、それを求めることができるのである。当時、文学的方面においても、漸く中国模倣

の文学より脱して、国文学の隆盛と、その庶民化が行なわれていたのである。これらの文学書は剣法の文献ではないが、その中に表現されている記事から充分に剣法の存在を示し、隆盛をきわめていたことをうかがい知ることができるのである。

次に剣法に限定せず、如何に当時、国文学が盛んとなっていたかを知る上に、その主なるものを挙げてみる。

- |      |                |
|------|----------------|
| 797  | 続日本紀（菅野直道）     |
| 869  | 続日本後紀（藤原良房）    |
| 901  | 日本三代実録（藤原時平）   |
| 905  | 古今和歌集（紀友則、紀貫之） |
| 938  | 伊勢物語           |
| 998  | 枕草子（清少納言）      |
| 1012 | 源氏物語（紫式部）      |
| 1031 | 栄華物語（赤染衛門）     |
| 1066 | 大鏡             |
| 1183 | 保元物語、平治物語      |
| 1212 | 方丈記（鴨長明）       |
| 1220 | 愚管抄（慈円）        |
| 1243 | 東闕紀行、平家物語      |
| 1254 | 古今著聞集、源平盛衰記    |
| 1331 | 徒然草（吉田兼好）      |
| 1339 | 神皇正統記、曾我物語     |
| 1347 | 奥州後三年記         |
| 1366 | 太平記            |
| 1424 | 義経記            |

等々である。

これらの記事の中に当時の戦闘の模様を述べた箇所を数多くみることができる。『剣道の発達』(下川潮著) の中に次の如く上記著書の記事を引用して、その剣法のいかに隆盛であったかを説明しているので、その要旨を概略すると次の通りである。

『続日本紀卷六（承和四年の条）』に「辛丑陸奥国言、剣戟者交戦之利器、弓弩者致遠之勁機云々」とあり、「平家物語」卷八（水島合戦の条）に「源平両方陣を作り矢合して互に舟共推合して責戦ふ、遠きをば弓で射、近しきをば太刀で切り云々」とある。また「将門記」「陸奥話記」の中にも「交刃合戦矣」「新皇揚レ声已行振レ剣自戦」「冒ニ白刃ニ突ニ重圍ニ」「振ニ利

刃一殺レ之」等々、其他多くの類似の記事が見られるのである』と説明している。

引用したこれらの記事の中からも、当時の戦闘における模様は、遠くより弓矢を仕掛け、接近するに、刀剣が主要なる利器として使用されていたことを表わしている。従って戦闘において数多く使用されていた刀剣の操法が、その必要上日常において教習していた方が、戦闘において有効であることが認識されてから促進され、その操法が高度に発達し、刀剣の製作上の変化をも、もたらしてきたものである。刀剣についてはすでに述べた如く、わが国上古の刀剣は大陸人や、その帰化人の製作したものが大部分であり、わが国の刀工が製作したものがありとすれば、勿論模倣である、従って、その名称も「日月護身剣」「三公闘戦剣」「丙毛槐林剣」「七星剣」等々であり、大和剣と呼称されず、高麗剣と呼称されていたのである。前記「剣道の発達」の中に『平安朝中期頃までは、平造直刀の様式であり、現在伝説的に伝えられている、古刀最古の人物と称されている天國もまた信頼することはできない。その作品と言われている「小鳥丸」は中国風の模倣であり、鋒両刃の鎬作りであり、反身とはなっていないのである。また田村磨の佩刀と称されている鞍馬寺の宝物もまた古式鎬造直刀である』と。

このように刀剣の変遷の側よりみても、当時未だ大陸模倣の域を脱することができず、従って、その運剣法にも何等工夫、進歩もほどこされず、世人の注意を引くような事実もなく、それを必要とする社会的必然性もなく衰微していたものである。然し戦乱による武士階級の台頭と共に刀剣の利器としての価値は急速に認識せられ、研究、工夫され、国人の刀工を数多く輩出するようになり、特に承平・天慶の乱によって実戦的経験が積み重ねられたことにより、従来の刀剣に対する工夫研究が、その実戦上の経験により直刀より反身にと作剣上の大きな変化を案出しているのである。この作剣上の変化は馬上戦闘、馬上隻手の操法ということが経験を重ねることにより、手元近く曲げる方が使い易いということが大きな要因であったのであろう。

平安朝中期に反身、鎬作、右側面在銘のわが国独特の刀剣が製作され、刀剣工も数多くみられるようになったのである。またこの時代に、打刀というものが新しく出現している。打刀とは、その注によると「打刀とは、鍔を入れたる長刀にて、一名鍔刀ともいふ、然しその長短は其所持者の力量に比例するものなり、こは腰刀と紛れ易きものなるが打刀は腰に帶びず、下緒にて太刀の帶取の如くし、鎧の上より結びつけ、峰の方を上にして帶したるものなり、また上位の者は之を侍に持たしめて従へさせしものにて、軍陣にては雑兵もこれを帶せりといふ。こは源平の戦ひの頃より始まりしものにて、其以前には太刀と刀子(腰刀)との二つのみなりしなり」とある。

このように刀剣の変化の面より考えても運剣法は模倣より脱して、独特の刀剣の操法を発達させてきたことが明らかである。

次に武人の帶刀の沿革についても、前記下川氏の文を引用し、その概略について説明をして

みたい。

武人の帯刀の沿革については、剣道の盛衰発達と一致するのである。武人帯刀の変遷は他面において、わが国尚武の風の消長、刀剣使用の盛衰とを語るものなり、而してわが国においては一人にて三刀を帶したる時代あり、戦場において白兵接戦の結果、自身に帶する刀剣の一口も二口も刃鈍ぶり、或いは打折れる等のことがあることを裏書きしているのである。換言すれば、白兵接戦激烈に行なわれ、従って運劍の術もまた進歩発達するにいたったことは当然である。既述した如く「日本書紀」卷一、神代巻「……躬帶二十握剣、九握剣、八握剣…。又背負一千箭韁…。」とある。神代において、すでに三刀を帶していたことが解るのである。當時武の気風盛んであり、刀剣の操法も盛んであったことが察せられるのである。其後古代において三刀についての記録はないけれども、大化革新以前において、百姓にいたるまで帯刀したことであるので、戦場に臨む時は、三刀を帶したことは想像されるのである。然るに大陸文化模倣の時代となるに及び、脱刀令と共に、平安朝末期頃にいたるまで、武人の三刀を帶するが如き文書、更に絵画等にも見出すことはできない。然るにわが国固有の剣道が再び興隆し、その特色を發揮し始めたる平安朝末期より武人の三刀を帶する文書、絵画が表われてくるのである。武人三刀の記事として「長門本平家物語」十郎蔵人行家被討条、「平家物語」六波羅合戦の条、「判官物語」忠信吉野山合戦の条にその記録をみることができる。更に剣道が著しく発達し始めたる南北朝より足利時代にかけては武人三刀の記事を数多く見ることができる。「太平記」住吉合戦の条、新田義貞討死の条。「高館物語」「明徳記」の記録の上に、絵画の上に「集古十種中なる足利尊氏、騎馬団、狩野元信の大江山酒天童子絵巻の徒步武者の三刀を帶する図」にみることができるのみならず、明の「鄭茗蒼海図編」「武備志」にもみることができるのである。「武備志」に「倭刀大小長短不同、立茗亦異、每人有一長刀、謂之佩刀、其刀上又挿一小刀、以便雜用、又一刺刀、長尺余者謂之急拔、亦刺刀之類、此三者乃隨身必用者也」とある。

当時の刀剣の操法の発達は如何なる程度の運劍術であったのであろうか、これについては刀剣の製作上の変化や、密集兵の突撃、横槍、槍衾、馬上戦闘、等々その操法の変化により、その実戦上の経験により、相当高度の操法が存在していたことは想像に難くない。流祖と称せられている人々の高潔な人格、武将の保護と獎励、乱世の社会、刀剣の多作、安価、携帯の便利、護身用、自衛手段の便利、等々が積み重ねられ、その操法は大いに興隆したものであろう。然しその操法の詳細については解明できないが、操法についての名称は数多く出てくるので次にそれを引用してみる。

「平家物語」卷四（宇治橋合戦の条）に「淨妙房が心地には一条二条の大路として振舞たれ、長刀にて向う敵五人薙ふせ六人に当る敵に逢ふて長刀中より打折りて捨てけり。其後太刀を抜て

戦ふに敵は大勢なり。蜘蛛手，角縄，十文字，蜻蛉返り，水車，八方不透切たり。矢庭に八人切伏せ，九人に当る敵が甲の鉢に余りに打当て目貫元よりちやと折れ，くつと抜て河へさつぶと入りけり。憑む所は腰刀，偏に死んとぞ狂ける云々とあり，刀剣の操法の名称はこの文中より解る通り，すでに蜘蛛手，角縄，十文字，蜻蛉返り，水車，等があつたことが記されている。「太平記」に「因幡国ノ住人福岡三郎トテ世ニ名ヲ知ラレタル大力ノ有ケルカ太刀タヒラ広ニ作リタルヲ鐔本三尺許置テ蛤刃ニ揆合セ伏目縄ノ鎧ニ三鍔形打タル兜ヲ猪首ニ著ナシ小跳シテ片手打ノ払切ニ切り上リケルニ太刀ノ刃ニアタル敵ハ胴中諸膝カケス切テ落サレ太刀ノミネニアタル兵ハ或ハ中ニワレト打上ラレ或ハ尻居ニトウト打倒サレテ血ヲ吐テコソ死ケレ」「唐崎松合戦の条」に「……カラカラト打笑テ心得ヌ物哉御辯達ハ敵ノ首ヲコソ取ランスルニ御方ノ首ヲホシカルハ武家自滅ノ瑞相顕レタリ，ホシカラバ，スハ取セント云保ニ持チタル海東ガ首ヲ敵ノ中へ，カハト投掛坂本様ノ拝切八方ヲ払テ火ヲ散ラス三十六騎ノ者トモ快実一人ニ被ニ切立一テ馬ノ足ヲ立カネケル……」「大友記」「多々良合戦之事条」に「延元元年多々良浜ノ戦ニ於テ伯耆守戸次鑑連チカラ人ニスグレ太刀持ニ妙ヲ得タル手キキナレバ四方ヲ払テ切りクツス……」との記事がある。

これから考えても当時における運剣の術は払切，爪切，坂本様拝切，の名称をあげて，その運剣の妙を称えていることからみても益々刀法が巧妙となり大いに興隆し，平素盛んに教習され，修養されていたものであることが解る。其他，天狗倒の笑切，袈裟懸，留切，胴切，車切，片手打，払切，撫切，下切，立割，梨子割，竹割，等々の斬り方の名称を当時の著書の中にみることができる。これらの名称より考えても，その発達の程度，刀法の仕様の一端を想像するに難くないのである。更に，二，三の例を引用してみると、「参考保元物語」二の五（白河殿攻落事の条）……八郎は今年十八歳に成と覚ゆ，せいは大也とも，いまだ身の力は，つのるまじ，筑紫生れの者，遠矢を射学び太刀遣ふ様は知りたるらし……打物遣ふ事は筑紫に聞ゆる肥後国住人おいて（追手）の次郎大夫教高九国一番のもの切也，それ習て師には遙に超過しておはすなる者を，争てつのらすとも彼程の勢氣体にて募たる我等には似まじきぞ……」と人名をあげ，師に優る技術を修得し，その剣法の優れていたことを述べている。「平治物語」に源九郎義経が幼時鬼一法眼というものについて鞍馬山僧正谷において兵法を学んだことや「平家物語」，筒井淨妙（巻四）の外，越中住人入善小太郎行家（巻七），宮侍長兵衛信連（巻四）等々が剣法に優れ，高手，名手をもって呼ばれていたことを述べている。「古今著文集」九（1254）（橘成季）にも義家，義経等が剣法に優れていることを述べている数多くの記事をみることができるのである。然しながら，これらの諸書が史料としての価値から判断すれば，これらの記事がそのまま信頼がおけるということについては疑問が残されるのであるが，当時の刀剣の発達の状況や，社会的背景等より考えても剣法の発達，再興の状況がある程度判断できるものと考えてよいの

ではないだろうか。

武士階級の台頭、武家政権の確立、等々尚武の気風が、その施政方針と共に益々隆盛となり、その奨励と共に武人は平素から運劍法を修練していたことによっても、他の武技と共に益々隆盛をきわめるようになったことがわかる。笠懸、草鹿、犬追物、流鏑馬、等の武技が当時盛んに平素よりの修練、遊技として教習されていたことの事実より考えても、剣法もまた平素より修練されていたことが想像されるのである。「吾妻鏡」(1180—1266)（東鑑、幕府の記録）に「天暦元年二月二日辛酉樋口次郎兼光梶首渋谷庄司重国奉レ仰ニ郎従平太男ニ而斬損之間子息渋谷次郎高重斬之、但去月廿日合戦之時依レ被レ疵為ニ片手打ニ云々」、この記事により、片手打にて斬るということは、相当剣法の術に優れ、平素の修練を重ねなければ到底できないことより考えても、当時の武士階級においては、刀剣の操法については高度な技術を修練していたものと考えられる。刀剣についても、わが国独特の様式を具現した古刀期（平安朝中期—慶長にいたる約700年間）の刀工の数をみてもこれを裏書きしているのである。巷間伝えられるところによる平安朝後期300年間に450人、鎌倉時代150年間に1550人、南北朝並びに足利時代250年間に3550人と称せられている。このように鎌倉時代にいたり急速に増加し、南北朝以後にいたり更に数多くの刀工が出現しているのであるが、これは刀剣の需要が多くなったことに、その理由を求めるることはできるが、また反面需要が多くあったということは、その使用法もまた発達していたものと考えて当然であろう。刀剣の長さにおいても、十握剣、九握剣、八握剣とあるように、古代における刀剣の長さは、一握は拳一つとすれば、大体その長さについては判断できるのであるが、それが蒙古来寇（1274）の頃より次第に長さを増し、五尺以上の刀剣も珍しくなくなつたということは、二、三尺の刀剣の使用から、更に進歩した長い刀剣の使用法も相当巧妙となり、実戦に使用されたものであろう。

剣道の再興は平安朝末期（源平時代）において大いに興り、鎌倉幕府の保護奨励のもとに漸く発展し、特に南北朝以後の戦乱のため益々発達、進歩したものである。

〔参考文献〕

- 「日本剣道史」山田次郎吉
- 「剣道」高野佐三郎
- 「剣道の発達」下川 潮
- 「日本兵制史」日本地理学会
- 「日本武道史」横山健堂
- 「日本武器概説」末永雅雄
- 「剣道及剣道史」高野弘正
- 「日本剣道史」堀 正平
- 「日本武士道史の体系的研究」石田文四郎
- 「標準日本史年表」児玉幸多編
- 「剣法夜話」直木三十五